

2025年 JAF東北ジムカーナ選手権 第2戦
2025年 JMRC東北ジムカーナシリーズ 第2戦
2025年 JMRC全国オールスター選抜 第2戦
DIREZZA CUP

特別規則書

第1条 競技会の定義および組織

2025年JAF東北ジムカーナ選手権第2戦及び2025年JMRC東北ジムカーナシリーズ第2戦は、一般社団法人 日本自動車連盟(JAF)公認のもと、国際自動車連盟(FIA)のFIA国際モータースポーツ競技規則及びその付則に準拠したJAF国内競技規則及びその細則、2025年日本ジムカーナ・ダートトライアル選手権規定、スピード競技開催規定、そして本競技会特別規則書に従い準国内格式競技として開催される。

第2条 競技会の名称

- ☆ 2025年 JAF東北ジムカーナ選手権 第2戦
2025年 JMRC東北ジムカーナシリーズ 第2戦
2025年 JMRC全国オールスター選抜 第2戦
DIREZZA CUP

第3条 競技種目

ジムカーナ

第4条 競技会の格式

JAF公認:準国内格式競技 公認番号:2025-6103

第5条 開催日程

2025年4月27日(日)

第6条 競技会開催場所

※赤門自動車テストコース 公認No. 2025-I-0404
仙台市青葉区作並字上日影1-1

第7条 オーガナイザー

※ JAF公認クラブ・奥州ビクトリーサークルクラブ(奥州VICIC) 代表者 畑山 忠彦
〒989-3121 仙台市青葉区郷六字龍沢25 TEL 022-226-8961 FAX 022-226-8962

第8条 組織委員会

組織委員長 畑山 忠彦 副委員長 吉敷 憲幸
組織委員 小野寺 政範

競技会主要役員

審査委員長 佐藤 栄一 審査委員 小野 守平
競技長 吉敷 憲幸 副競技長 佐藤 尚則
コース委員長 畑山 和樹 計時委員長 高橋 ますみ
技術委員長 植松 聖史 救急委員長 小野寺 政範
事務局長 畑山 幸代

第10条 参加申し込み. 費用. 期間

1) 申込先

奥州ビクトリーサークルクラブ(奥州VICIC) 事務局 畑山 忠彦
〒989-3124 仙台市青葉区上愛子北原道上18-19
携帯: 090-3129-7413 FAX 022-392-1058

2) 参加受付期間

4月7日(月)~4月19日(土) **必着**

3) 提出書類

所定の参加申し込み用紙. 改造申告書に必要事項を記入し署名捺印し、以下の参加料を添えて期間内に申し込む事。 E-mailでも可 アドレス t-hatayama@joy.hi-ho.ne.jp

4) 参加料(現金書留又は振込)

※参加料振込で希望の方は申込書類メール添付、FAXでも可能ですが参加申し込み原本は当日お持ちいただくか普通郵便で郵送お願い致します。

振込先

七十七銀行(シチジュウシチ) 栗生支店(クリウ) 普通 5026253
口座名 奥州ビクトリーサークルクラブ 事務局 畑山 忠彦

JAF選手権クラス

¥16,000-

JMRC東北シリーズ

¥12,000-(JMRC東北会員・参加受付時に会員証提示すること。提示無き場合非会員扱いとする)

¥14,000-(JMRC東北非会員)

5) クローズドクラス ¥10,000-(仮会員費含む)

昼食は、各自で用意して下さい。

締め切りを超えて参加料が遅延した場合は延滞金一日につき¥1,000-ペナルティ料金が発生します。

(開催日の3日前を限度とする)

第11条 サービスカー・サービス員

競技参加者はサービス員及びパドックに持ち込むサービスカーについて、登録を必要とする。

1) サービスカー登録料(1BOXまで) / 1台 ¥2,000-(税込み)

2) サービス員登録料

1名 ¥1,500-(税込み) 登録したサービスカーは指定された駐車スペースに置くこと。

積載車(無料)は専用駐車場に駐車すること。

第12条 競技会タイムスケジュール

ゲートオープン.....08:00~

競技会参加受付.....08:10~

公式車検.....08:30~ 9:20

慣熟歩行.....09:20~ 10:10

開会式・ドライバーズブリーフィング.....10:15~

第1ヒートスタート(ゼッケン順).....ブリーフィング終了10分後~

慣熟歩行.....1ヒート終了後

第2ヒートスタート.....慣熟歩行終了後 表彰式.....正式結果発表後

※免許証記載内容の証明は参加者の責任において、オーガナイザーに提示できるように用意することとし、
提示方法は警察庁、警視庁(各県警)等から発表された方法といたします。(マイナポータル・アプリ等)

第13条 その他の事項

- 1)公式通知の掲示場所・・・パドック内掲示板
- 2)ドライバーズブリーフィング・・・表彰式会場前
- 3)ドライバーの服装はスピード競技開催規定に従う事。

第14条 競技の参加制限

- 1)最大参加台数は原則として制限しない。

第15条 参加車両・選手権部門及びクラ区分

JAF東北ジムカーナ選手権クラス

2025年度JAF国内競技車両規則に合致した車両で尚且つ、2025年日本ジムカーナ/ダートトライアル選手権規定第11条及び第12条に従い尚且つ下記クラス区分とする。

- ★SATW—2 クラス・・・UTQGのTREAD WEARが280以上のタイヤを使用する2輪駆動のSA車両※1
- ★SATW—4 クラス・・・UTQGのTREAD WEARが280以上のタイヤを使用する4輪駆動のSA車両※1
- ★SATW—AT クラス・・・UTQGのTREAD WEARが280以上のタイヤを使用する自動変速機付きのSA車両※1
- ★PN1 クラス・・・気筒容積1600cc未満で前輪駆動のPN車両 ※2 ※3
- ★PN2 クラス・・・気筒容積1500CC未満で後輪駆動のPN車両 ※2 ※3
- ★PN3 クラス・・・気筒容積1500CC以上で2輪駆動のPN車両 ※2 ※3
- ★PN4 クラス・・・PN1クラス、PN2クラス、PN3クラスに該当しないPN車両※2 ※3
- ★BSC—2 クラス・・・排気量制限なしの2輪駆動のB・SA・SAX・SC車両
- ★BSC—4 クラス・・・排気量制限なしの4輪駆動のB・SA・SAX・SC車両

※1の記号のあるクラスは、以下のタイヤ規制を適用する。

UTQGのTRAD WEARが280以上（タイヤの刻印にて確認）のタイヤ。

※2の記号のあるクラスは、2025年全日本ジムカーナ/ダートトライアル選手権 統一規則 第2章 第2条2）を適用しUTQGのTRAD WEAR200以上（タイヤの刻印にて確認）のタイヤも適用とする。

※3の記号のあるクラスは、FIA/JAF公認発行年又はJAF登録年が2007年1月1日以降の車両。

JMRC東北シリーズ戦クラス

- 1クラス：1000cc未満(加給器付軽自動車も可) ※1
- 2クラス：1000cc以上の前輪駆動の車両 ※1
- 3クラス：1000cc以上の後輪駆動の車両 ※1
- 4クラス：1000cc以上の4輪駆動の車両 ※1
- 5クラス：排気量区分なし(Sタイヤクラス)
- 6クラス：クローズドクラス

※1の記号のあるクラスは、Sタイヤの使用が認められない。

※全てのクラスでオートマチック車両で参加出来ます。

★1～6クラスはナンバー付き車両/B車両まで※※

※※ナンバー付き車両/B車両までとは・・・車検に適合する範囲で改造している車両

第16条 競技会の成立、延期、中止、短縮

2025年日本ジムカーナ/ダートトライアル選手権規定第31条に従う。

第17条 参加受理

1) 参加受理・エントリーリストは奥州VICICホームページ

(<https://www.ohshu-vicic.com>)にて告知する。

2)不受理もしくは、不成立の場合は電話にて、その旨通知する。

3)正式受理後の参加料は競技会を中止した場合を除き返金されない。

第18条 一般安全規定

2025年日本ジムカーナ/ダートトライアル選手権規定第32条に従う。

パドック内において行う行動、作業等は充分安全に留意し、自己の責任で行うこと。

第19条 計時及び順位の決定

計測は、自動計測機器を使用し1/1000秒まで計測し、その計測結果を成績とする。

万一自動計測機器が故障した場合に限り順位の決定は別個の独立した自動計測機器のタイムを成績とする。

原則として競技は2ヒートで行う。2ヒートの内良好なヒートのタイムを採用し最終の順とする。

第20条 賞典

全クラス1位～3位JAFメダル 全クラス1位～6位 盾・副賞

賞典の制限(出走台数)

JAF選手権クラス

3台…1位、4～5台…2位、6～7台…3位、8～9台…4位、10～11台…5位、12台以上…6位

JMRC東北シリーズクラス

3台…1位、4～5台…2位、6～7台…3位、8～9台…4位、10～11台…5位、12台以上…6位

第21条 遵守事項

2025年日本ジムカーナ/ダートトライアル選手権規定第33条に従う。

- 1)すべての参加者は明朗かつ公正に行動し、放言を慎み、スポーツマンシップに乗っ取ってマナーを保たねばならない。
- 2)競技中または競技に関する業務に就いているときには、薬品等によって精神状態を偽ったり、飲酒してはならない。
- 3)オーガナイザーや大会後援者・競技役員・審査委員会の名誉を傷つけるような言動をしてはならない。
- 4)すべての競技運転者は、競技会に有効な保険に加入することを強く推奨する。
- 5)競技ドライバーは、全員表彰式に出席すること。

第22条 損害の補償

- 1)参加者・競技運転者は参加車両及び付属品の損害、盗難、紛失等の被害および会場の施設、器物を破損させた場合の補償など、理由の如何に関わらず各自が責任を負わなければならない。
- 2)参加者・競技運転者・サービス員・ゲストはJAFおよびオーガナイザー・大会役員・競技役員・大会雇用人が、一切の損害賠償責任を免除されていることを承認しなければならない。大会役員・競技役員が、その任務遂行に起因するものであっても、参加者・競技運転者・サービス員・ゲスト・観客・大会関係者の負傷、死亡、車両損害に対して一切の損害賠償を負わないものとする。

大会組織委員会